

おだわら市民交流センタープロジェクター及びスクリーン貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の推進を図るため、おだわら市民交流センターで管理しているプロジェクター及びスクリーンを、無償で市民活動団体に貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 プロジェクター及びスクリーンの貸出しが可能な市民活動団体は、次に掲げるすべての条件を満たす団体とする。

- (1) 小田原市市民活動推進条例(平成15年小田原市条例第1号)第2条第1項に規定する市民活動を行っている団体であること。
- (2) 主たる活動を市内で行っている団体であること。
- (3) 3人以上の市民(在学、在勤又は在活動を含む。)で構成されている団体であること。

(貸出条件)

第3条 プロジェクター及びスクリーンの貸出しは、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 小田原市市民活動推進条例第2条に規定する市民活動の用に供するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、おだわら市民交流センター長(以下センター長)が特に必要があると認める活動の用に供するとき。

(貸出及び返却日)

第4条 プロジェクター及びスクリーンの貸出日及び返却日は、原則としておだわら市民交流センターの開館日のみとする。

(申請手続)

第5条 プロジェクター及びスクリーンの貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の3か月前から2週間前の日までの間に、プロジェクター及びスクリーン借用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、センター長に提出するものとする。

(貸出の決定)

第6条 センター長は、前条の規定による申請があったときは、貸出しの可否を審査し、貸出を決定したときには受付印を付した申請書の写しを当該申請者に通知しなければならない。

(維持管理及び返却)

第7条 借受人は、申請書に記載されている留意事項のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プロジェクター及びスクリーンを常に良好な状態で管理すること。
- (2) プロジェクター及びスクリーンを目的以外に使用しないこと。
- (3) プロジェクター及びスクリーンを転貸しないこと。
- (4) 返却期日までにプロジェクター及びスクリーンを返却すること。

(経費)

第8条 貸出期間中におけるプロジェクター及びスクリーンの運搬及び維持管理等に要する経費は、借受人の負担とする。

(損害賠償)

第9条 借受人は、当該プロジェクター及びスクリーンをその責めに帰すべき理由により故障、破損又は紛失した場合には、センター長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクター及びスクリーンの貸出しに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

受付印
-----

プロジェクター及びスクリーン 借用申請書

年 月 日

おだわら市民交流センター長 様

住 所  
団 体 名  
代表者氏名  
電 話 番 号

おだわら市民交流センタープロジェクター及びスクリーン貸出要綱に基づき、次のとおり、プロジェクター又はスクリーンの借用を申請します。

貸 出 機 器	プロジェクター ・ スクリーン
使 用 日 時	
使 用 場 所	
使 用 の 内 容	
使 用 責 任 者	連絡先 ( )
借 用 希 望 日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後
返 却 予 定 日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後

□留意事項

- 1 プロジェクター及びスクリーンの引渡しを受ける際は、受付印が付された申請書の写しを係の者に提示してください。
- 2 プロジェクター及びスクリーンは損傷しないよう大切に扱ってください。
- 3 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかにおだわら市民交流センターまでご連絡ください。

貸出	貸出日： 月 日	貸出者：
返却	返却日： 月 日	受領者：